

豊中市花いっぱい運動拡充プロジェクト委託業務仕様書

1 適用

本仕様書は、豊中市環境部公園みどり推進課が発注する「豊中市花いっぱい運動拡充プロジェクト委託業務」（以下「本業務」という。）に関して、必要な事項を定めるとともに、本業務は本仕様書に従い実施するものとする。

2 業務の目的

本業務は、第4次豊中市総合計画や第2次豊中市みどりの基本計画及び同計画中間総括の内容を踏まえ、市内の緑化や花いっぱいに向けて実施している様々な事業について、それらの事業効果・事業間の相乗効果を高めるため、参画するサポーターの拡大と新たにスポンサーを獲得するための、より効果的かつ持続的な仕組みづくり並びに運用を目的とする。

3 用語の定義

実施要領及び仕様書内に記載の用語の定義については、次に定めるとおりとする。

(1) サポーター

市内の緑化や花いっぱいのために花壇やフラワーポットの花の手入れをする個人・団体（事業者含む）。

(2) スポンサー

市内の緑化や花いっぱいのために花壇やフラワーポットの花の手入れの取り組みに対して、協賛する個人・団体（事業者含む）。

4 業務期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月31日（月）まで

5 受託者の義務

受託者は、作業を円滑に進めるために、委託者と綿密な打ち合わせを行い、その都度、業務打合せ簿を作成し、委託者の承認を得るものとする。また、受託者は委託者から業務の進捗状況について報告を要求されたときは、速やかに報告すること。なお、本仕様書に明記していないものであっても、本業務遂行上必要な事項については、委託者と協議の上、実施しなければならない。

6 総則

(1) 本業務を行うにあたり、業務責任者を定め、担当職員と常に連絡調整ができるよう、体制を整えること。

- (2) 業務実施に当っては担当職員と十分に協議を行い、誠意をもって作業にあたるものとする。
- (3) 仕様書等に明記していないもので、本業務遂行上必要と判断した場合は、速やかに担当職員と協議すること。
- (4) 本業務実施に伴い、大きく計画に変更が生じると判断した場合は、速やかに担当職員と協議すること。
- (5) 本業務の実施に際し、市民等に不信感や不快感を与えないような言動や行動、服装を心がけること。
- (6) 業務の実施にあたっては、都市公園法をはじめとした各種関連法令・条項等を遵守すること。

7 業務内容

- (1) 業務目的を達成するための仕組みの構築
 - ア 下記(2)から(6)をプロモート・コーディネートする仕組みの構築
 - イ アで構築した仕組みの運用
 - ウ 次年度以降も事業継続が可能なスキーム作り
- (2) サポーター及びスポンサーの公募及び決定
 - ア サポーター
 - (ア) 市内に対して公募を行い、市内の緑化や花いっぱいのために花壇やフラワーポット（以下、「FP」という。）の花の手入れをしてもらうサポーターを獲得すること。
 - (イ) 花の手入れをする場所については、5か所以上設定すること。
 - イ スポンサー
 - (ア) 市内の緑化や花いっぱいのための花壇やFPの花の手入れの取り組みに協賛していただけるスポンサーの公募を行うこと。
 - (イ) スポンサーについては、10者以上獲得すること。
 - (ウ) スポンサーからは協賛金を募るものとする。
(協賛金の目安としては、FP1基あたり20,000円/年以上とする。)

※なお、スポンサーは上記の「ア サポーター」となることができる。
- (3) 花の手入れをする場所の設定
 - 人通りの多さやシンボル性等の視点から効果的・持続的な事業展開に繋がる花の手入れ場所を設定すること。
 - 場所については、「別紙 設定場所一覧等」に記載の花壇・FPの設置エリアや公園を参考に、現地確認等から選定し、設定すること。

※なお、設定場所によっては施設管理部局との協議が必要となる。

 - ア 花壇

「表1 花壇一覧」を参考に場所を設定すること。

イ FP

(ア) 既存のFP

「表2 FP一覧」を参考に場所を設定し、既存のFPを(ウ)で提案するFPに交換すること。なお、既存のFPについては、委託者が処分する。

(イ) 新規のFP

「表3 FP設置候補地(公園)一覧」を参考に場所を設定すること。

(ウ) FPの仕様

- ・サイズ：概ね1,000mm×435mm×450mm(幅×高さ×奥行)
- ・素材：GRC(ガラス繊維強化セメント)※高耐久、不燃認定を取得
- ・機能：底面給水タンク付

(エ) FPのデザイン

市民や事業者が事業に関心や興味を持つようなデザインのものとする。

(オ) FPのデザインについては、原則、統一性を持たせること。

エ 「別紙 設定場所一覧等」に記載のない候補地がある場合については、市と協議の上、設定すること。

(4) プロジェクトのPR

下記業務内容を実施し、効果的な情報発信を行うこと。

ア 専用WEBサイトの作成及びSNS等の活用により、事業の内容を広く周知すること。

イ 事業のメリットや特典等を積極的にPRし、サポーターやスポンサーの参画を促すこと。

ウ 事業名及びロゴマーク

親しみやすく・魅力的な事業名を選定し、それに合わせたロゴマークを作成すること。

(5) 既存の緑化事業との連携

既存の緑化事業との連携、又は、既存事業の取り込みにより、事業間の相乗効果の向上を図ること。

既存の緑化事業については、「別紙 設定場所一覧等 表4 既存の緑化事業一覧」を参照すること。

(6) その他、提案にあった内容について、本市と協議し、実施すること。

8 資料等の貸与及び返還

受託者は、業務の遂行に必要な資料等の貸与を委託者に申し出ることができるが、貸与されたデータ及び資料は、本業務以外には使用できない。また、貸与資料の保管、その他一切の責任は受託者が負い、万一紛失または破損等の事態が生じた場合は、本市が要求する方法で賠償するか、修理を行い返却することとし、本業務完了後速やか

に委託者に返還するものとする。

9 成果品等の帰属

FP、事業名、ロゴマーク等の当該事業で発生する成果品の権利の帰属は全て委託者のものとし、受託者は、委託者が承諾した場合を除き、成果品等を使用してはならない。

10 個人情報取り扱い及び守秘義務

受託者は、業務において収集した個人情報については本市個人情報保護条例の趣旨に従い、適正に行うとともに、契約の終了と同時に、本市の指示に従い、得られた情報（個人情報を含む）等を本市に引渡、又は破棄すること。また、受託者は、業務で知りえた業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

11 不当介入に対する報告・届出等

受託者は、契約の履行に当たって、「豊中市発注契約に係る不当介入対応要領（平成24年2月1日制定）」の定めるところにより、暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は契約の適切な履行を妨げる行為（以下、「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、本市への報告及び管轄警察署への届出（以下、「報告・届出」という。）を行わなければならない。

報告・届出は、不当介入等報告・届出書により、速やかに、本市に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届け出るものとする。ただし、緊急を要するため時間的余裕がなく、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書により報告し、及び届け出るものとする。

受託者は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。

報告・届出を怠った場合は、当該受注者等に対し、注意の喚起を行うことがある。

12 豊中市暴力団排除条例の施行に伴う「誓約書」の提出等

豊中市暴力団排除条例の施行（平成25年10月1日）に伴い、受注者は契約金額が500万円以上となる元請負人及び下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となるので、該当する場合は提出すること。元請負人の誓約書は、契約書提出時に提出すること。下請負人等の誓約書は、下請負契約等を締結する際に元請負人を通じて提出すること。（市のホームページ→入札・契約情報→入札・契約情報トピックス 参照）

13 人権啓発研修

受託者は基本的人権について正しい認識をもって委託業務を遂行できるよう、人権啓発にかかる研修を行うものとし、その内容を発注者に報告しなければならない。

14 再委託の禁止

軽微な業務以外の委託業務に係る履行について、第三者に委託し又は請け負わせてはならない。その他、「再委託に関するガイドライン」を遵守すること。